

能登半島地震の検証結果を踏まえ 今後推進すべき施策大綱

平成20年2月

石川県震災対策専門委員会

《 目 次 》

【 分 野 】	【 項 目 】	【 区 分 】	【 施策の大綱】
総括		-----	1
分野別推進施策		-----	2
初動対応	a 初動体制	災害対策本部等体制、連絡・被害状況把握体制 - - - - -	3
	b 災害情報の収集・伝達	情報収集、情報共有、情報発信 - - - - -	5
	c 通信手段の確保	電話、防災行政無線、通信手段の確保 - - - - -	7
医療救護活動	a 医療救護活動	連絡体制、被害状況把握・情報共有、活動・応援体制 - -	9
	b 心のケア活動	活動内容、活動・応援体制 - - - - -	11
避難対策	a 災害時要援護者の安全確保	避難計画、避難所の施設環境 - - - - -	13
	b 避難所対策	避難所の選定、避難所の運営、防疫、避難所の施設環境 -	15
被災者支援	a 給水活動	供給体制 - - - - -	17
	b 食料供給	供給体制 - - - - -	17
	c 生活必需品の供給	備蓄物資、救援物資 - - - - -	17
	d 応急危険度判定	啓発、実施体制、人員確保 - - - - -	19
	e リ災証明	調査体制 - - - - -	21
	f 被災者生活再建支援	周知・相談体制 - - - - -	21
	g 応急仮設住宅の設置・運営	設置、運営 - - - - -	23
	h 義援金・物資	義援金、義援物資 - - - - -	23
	i 廃棄物・し尿の処理	廃棄物処理、し尿処理 - - - - -	23
ボランティア活動	a ボランティア活動の支援	活用方法、受け入れ体制、連携体制、安全対策 - - - - -	25
公共インフラ・ライフライン対策	a ライフライン施設の応急対策	応急復旧、耐震化 - - - - -	27
	b 公共土木施設等の応急対策	応急復旧、耐震化、安全対策 - - - - -	27
	c 文化財対策	保護対策 - - - - -	27
防災教育・訓練	a 防災教育・訓練	防災教育の促進、防災訓練の充実 - - - - -	29
自主防災組織	a 自主防災組織の育成・強化	自主防災組織 - - - - -	31
全 般	重点項目	発災状況 - - - - -	32
重点推進施策		-----	33
資料 石川県震災対策専門委員会について		-----	34
能登半島地震に関する被害等の状況について		-----	35

総括

平成19年3月25日(日)9時42分頃に発生した能登半島地震は、石川県観測史上初の震度6強を観測し、県政史上未曾有の大災害となったが、初動対応や応急復旧対応が総じて順調に行われたことなどにより、全体として、被害が最小限にとどまり、比較的早期の応急復旧が図られたものと評価できる。

被害が最小限にとどまり早期応急復旧が図られた主な要因

- ・発災日時、天候、地域性(人口密集地でない、コミュニティの絆)等の条件が重なっていたこと。
- ・県、被災市町、国の情報共有化により、迅速な対応が図られ、被害の拡大を防止できたこと。

過疎化・高齢化が進展している能登の被災者の生活再建と被災地の一日も早い復旧・復興を念願するものであるが、同時に今回の地震の教訓を、今後の石川県の防災対策に活かす必要があることから、初動対応や応急復旧対応について、問題点や課題を洗い出すとともにこれまでの取り組み成果が活かされた点や、適切に対応できた点を含め、検証を行った結果、初動対応や医療救護活動など8つの分野別に推進施策を取りまとめた。

また、悪条件が重なった場合などの大規模地震災害に備えることが特に重要であることから、重点推進施策として以下の6つの施策に取り組むよう取りまとめた。

重要な施設や個人住宅の耐震化の推進
通信体制の充実強化
災害時要援護者支援体制の強化
自主防災組織の育成・充実
防災教育・訓練の充実強化
広域防災拠点の機能強化

近年、全国で大規模な災害が発生している中、能登半島地震においては、比較的最低限の被害にとどまったことから、検証に際してはよかった面、課題となった面、両面について、客観的な視点で評価できたものと認識しており、今回の検証結果と推進すべき施策を踏まえ、県地域防災計画(震災対策編)に反映させるなど、石川県や市町、防災関係機関、地域住民それぞれの立場で防災対策に活かしていくことが肝要である。また、この施策大綱が、石川県内のみならず、全国の震災対策にも活かされることが期待される。

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 初動体制	災害対策本部等体制	初動連絡体制において、応援要請手順が明確でなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 県内消防機関への応援要請が手順的に後となった。 各消防、消防団がどういう活動をしているか把握できなかった部分もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は災害時には迅速な救援を図る観点から県内の広域応援要請を求めるよう努める。 要請に際して、手遅れとならないよう早目早目の対応に努める。 震災時における消防団の活動計画の点検、周知に努める。
		県災害対策本部会議における十分な情報交換が必要であった。	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン対策関係者等の出席要請が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議メンバー以外の防災関係機関の会議参加の要請に努める。(関係規定に明記)
		地震発生以前の作業停電が初動対応の弊害となった。	<ul style="list-style-type: none"> 市町の一部庁舎において自家発電設備が工事中であった。 防災無線は機能していたが、無停電装置との切り替えの部分に少しトラブルがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設が機能不全に陥らないよう、今後とも無停電装置や自家発電装置の整備に努める。
		夜間に被災した場合の対応に問題が残る。	<ul style="list-style-type: none"> 発災が昼間であったため対応できたが、夜間だったら制約が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間、冬期、降雨期などの悪条件が重なった事態を想定した初動対応策の整備に努める。
		取材が殺到したため、災害応急対応に苦慮した。		<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の公開等によりマスコミに情報をリアルタイムで公開する等の工夫を図る。
		大規模災害において円滑な災対本部を運営するにあたっては、市町職員の人的資源には限りがある。	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部事務局職員は、特に長時間の災害対応への負担が強いられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部の円滑な運営のために、災対本部運営支援班を別途設置する。
	連絡・被害状況把握体制	初動連絡体制や通信手順が十分に確立していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に一部団体と連絡が取れなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との緊急連絡体制の整備と充実に努める。
		情報の入りにくい初動時における現地被災情報等の迅速な情報収集については、いつも大きな課題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 市町との連絡及び被害状況の把握がスムーズに行かない場合があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報を被災地に取りに行く体制に努める。
		道路の被害状況や安全性確認に時間を要し、通行規制措置の実施が遅延した。		<ul style="list-style-type: none"> 通行止めに係る連絡体制・初動体制を明確にしておく。
		発災直後に被災地の情報を把握するには、ヘリ等の外部からの情報提供が有効である。	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を問われても電話も通じないという中でなかなか情報収集ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は防災行政無線(VSAT)による映像等の収集・活用に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 初動体制	災害対策本部等体制	県災害対策本部が早期に立ち上げられた。	<ul style="list-style-type: none"> 本部長(谷本知事)の当日の現地入りと被害状況把握、迅速な決断と対応。 現地災害対策本部を3/25奥能登総合事務所、3/28輪島市役所に設置。 専任の危機管理組織を準備していたことが、初動対応の取り組みに有効に働いた。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の早期立ち上げに努める。 県幹部が早期現地入りし、迅速確実な情報収集に努める。 必要に応じて現地災害対策本部を被災市町に設置するなど、機動的な体制を確保する。 地域防災センター的な機能を有する広域防災拠点の機能強化を図る。(通信体制、耐震化、備蓄など)
		県現地対策本部を一早く輪島市に設置し、現地災害対策本部と被災市町との情報共有体制が図られた。	<ul style="list-style-type: none"> 職員は震度5強以上であれば自主参集するよう訓練されていた。 奥能登広域消防本部では、1時間後に76%の消防職員(99名)が参集できた。 緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の派遣要請が迅速に行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 参集訓練等を通じ、迅速な初動体制に努める。 防災関係機関との緊急連絡体制の整備と拡充に努める。
		国、自衛隊及び県や防災関係機関の迅速な対応が図られた。		
	連絡・被害状況把握体制	地震発生から24時間以内に安否確認ができた。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊等による倒壊家屋のローラー作戦の実施 地域コミュニティによる共助機能の発揮 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者リストや地域みまもりマップの活用などによる地域の協力を得て、今後とも迅速な被害状況の把握に努める。
		消防防災ヘリの活用による被災状況の早期把握が有効であった。		<ul style="list-style-type: none"> 状況把握に消防防災ヘリを活用する。
		能登有料道路の孤立者救出に際し、道路公社・警察・市の円滑な連携により成果を得た。		<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時の通行止めに係る連絡体制や初動体制を明確にしておく。

分野別推進施策

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
初動対応	a 初動体制	災害対策本部等体制	<p>初動体制計画の再点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防機関の応援要請については、迅速な対応が可能な県内の広域応援隊に要請するとともに、手遅れとならないよう早目に全国的な応援要請に心掛けるよう初動体制計画を再点検する。 <p>関係市町、団体との緊急連絡体制の強化と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸団体の応援救護活動の状況把握に手間取ったことから、関係市町、団体との緊急連絡体制を強化充実する。 <p>関係市町、団体との情報共有体制の強化、現地対策本部の機動的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係市町、団体、災害対策本部との各種情報の相互連絡体制に支障を来したケースも見られたことから、情報共有体制の強化とともに、現地対策本部の機動的な運用を図る。 <p>防災関係機関の災害対策本部員会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動対応に防災関係機関の情報共有が必要なことから、防災関係機関の参加を積極的に求め初動対応に必要な連携強化を図る。 <p>災害規模に応じた災害対策本部体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部機能の円滑な運営を図るため、災害対策本部運営支援班の設置や本部事務局要員の増強などにより、災害規模に応じ災害対策本部機能の強化を図る。 <p>停電・夜間時における緊急連絡体制の確保及び設備(自家発電等)の整備・点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 停電に伴う通信不能により初動対応に支障を生じるおそれがあったことから、緊急連絡体制を強化すべく通信機器の自家発電設備を整備する。 <p>マスメディアに対する的確な情報提供体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の取材殺到により、災害応急対応に支障を来した面もあったことから、マスメディアに対する的確な情報提供体制を確立する。 <p>(危機管理監室、全部局、市町、防災関係機関)</p>
		連絡・被害状況把握体制	<p>被害状況把握体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の入りにくい発災直後では、通行規制措置などに時間を要した面もあったことから、初動期の被害状況の把握に関する連絡体制の強化を図る。 <p>市町防災行政無線(VSAT)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町が迅速に災害情報を収集することが困難であったことから、ヘリ映像等の外部からの被災情報を入手する重要な手段である市町防災行政無線(VSAT)の活用を図る。 <p>(危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関)</p>

地震発生直後に、国や市町、防災関係機関等との連絡、被害情報の収集・伝達など迅速、的確な応急対策を図るには、初動体制の確立が重要である。

第2章-第6節、第7節
第3章-第1節

第2章-第6節、第7節
第3章-第1節、第3節
第3章-第5節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
b 災害情報の収集・伝達	情報収集	正確な被害の把握のための市町の情報収集体制の早期確立が必要		・市町の情報収集体制の再点検を行い、正確かつ迅速な被害把握体制の早期確立に努める。
		被災により通信連絡が取れなくなった地域の被害状況把握等		・孤立化が懸念される地区に災害に強い通信機器を予め確保しておく。
		消防、役場間の専用回線がないため、各所属からの情報が取りにくい、つかみにくいという状況であった。	・奥能登広域圏では、消防署の方から職員を派遣して情報収集に当たった。	・無線、専用線の確保により消防、役場間等の災害時における情報収集体制の確保を図る。
	情報共有	各市町の災害対策本部との被害情報の共有に混乱が生じた。	・情報確認時における応答する者によって被害情報が異なる。	・災害時における情報共有体制の充実強化を図る。
その他	市町の本所と支所の連携が不足していた。	・門前地区、富来地区で連携不足が生じた。	・訓練等により連携の強化に努める。	

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
b 災害・情報伝達の収集	情報発信	地域コミュニティによる情報拠点の設置	・町内会が設置した仮設テントが情報拠点として役立った。	・地域の援助体制の強化に努める。
		県災害対策本部を公開し、被災・復旧状況を迅速かつ分かりやすく提供した。	・定期的な災害対策本部員会議の開催	・災害対策本部を公開するなど迅速・正確な情報発信に努める。
	情報収集	震度情報ネットワークシステムにより、県下の震度情報が入手できた。	・揺れが大きかった地区が特定でき、迅速な対応が可能となった。	・震度情報ネットワークシステムの更新を図る。
		防災行政無線の利用が有効であった。	・市町とは、防災行政無線で連絡がとれた。	・防災行政無線のデジタル化に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
初動対応	b 災害情報の収集・伝達	情報収集	<p>孤立化が懸念される地区に災害に強い通信機器の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立化が懸念される山間地集落等があったことから、当該地区には災害に強い通信機器を確保する。 <p>地区・町会ごとの情報収集体制の点検、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所での情報収集だけでなく、地区・町会ごとの情報収集体制を点検し、必要な整備を図る。 <p>(危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関)</p>
		情報共有	<p>被害情報の把握・連絡体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動対応には、被害情報の収集と伝達・共有が重要であることから、正確かつ迅速な被害情報把握と連絡体制を強化する。 <p>被災市町における本庁と被災地区との情報連絡体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町における本庁と被災地区間の連携不足により、情報連絡に支障を来したケースが見られたことから、その体制強化を図る。 <p>(危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関)</p>
		情報発信	<p>地区・町会ごとの情報提供体制の点検、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所での情報提供だけでなく、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。 ・在宅被災者に対する情報提供も重要であることから、避難所以外における情報提供体制を確保する。 <p>(危機管理監室、市町、防災関係機関)</p>

県、市町及び防災関係機関は、適切な応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるため、相互に緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害情報の収集・伝達を行うことが重要である。

第2章-第7節

第3章-第3節

第2章-第7節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
c 通信手段の確保	電話	電話の利用が制限され、情報伝達が困難な事態に至った。	・区長等からの情報が得にくい。	・区や町ごとの災害に強い通信手段の整備促進に努める。
	防災行政無線	一部の地域で防災行政無線が利用できない事態が生じた。	・一部の市で広報が不能（約10分）となった。 ・無停電設備の無い地域があった。	・防災行政無線の整備・充実に努める。 ・無停電装置・自家発電装置の整備に努める。
	通信手段の確保	電話回線が輻輳し、最終的には消防無線で連絡した。	・消防においても特に門前地区との連絡が困難であった。	・災害に強い通信手段の整備促進に努める。
		発災直後の電話が輻輳し、災害時の優先電話がないような団体では初動連絡が充分に行えなかった。		・災害時優先電話の対応に努める。
	電話交換機が転倒するなど、設備・備品等に地震対策がなされていなかった。		・防災拠点における災害対応能力の強化に努める。	
	一部地域の不通と輻輳による通話制限により、初動連絡が行えなかった。	・被災地からの発信は規制しないでほしい。	・規制を受ける電話の代替手段の確保に努める。（衛星電話等）	

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
c 通信手段の確保	有線放送電話	電気の復旧に併せて、有線放送電話での情報収集が有効となった。	・門前地区の有線放送電話が活用された。	・同報無線戸別受信機などの災害に強い通信手段の整備促進に努める。
	通信手段の確保	「119」回線が幸いにしてすべて無事だったため、発災当日70件余りの救急要請にすべて対応ができた。	・消防の回線は「119」回線と携帯系を含めて34回線確保している。	・災害時の119番回線の確保に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
初動対応	c 通信手段の確保	電話	<p>衛星携帯電話の活用など通信手段の多重化</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話の利用が制限され、情報伝達が困難な面もあったことから、衛星携帯電話の活用など通信手段の多重化を図る。 <p>災害時の優先電話の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の電話の利用制限を回避するため、防災関係機関・団体の優先電話を確保する。 (危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関)
		防災行政無線	<p>防災行政無線の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線等の未整備地区もみられることから、デジタル化対応を含め、整備・充実に努める。 (危機管理監室、市町)
		通信手段の確保	<p>停電・夜間時における体制確保・点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の地域で防災行政無線の使用ができないケースが見られたことから、停電・夜間時における体制確保・点検を行う。 <p>既存防災拠点施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存防災拠点の設備(電話交換機)が転倒するなど地震対策がなされていなかったことから、設備を含めた防災拠点施設の耐震化を促進する。 <p>地震発生時に備えた通信手段の確保及び連絡・通信マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話は災害時に規制を受けることを前提として代替通信手段を確保するとともに通信活用マニュアルの作成に努める。 <p>有線放送電話や同報系無線戸別受信機などの災害に強い通信手段の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気の復旧に併せて、有線放送電話での情報収集が有効であったことから、今後は、地域の実情に応じて有線放送電話や同報系無線戸別受信機など災害に強い通信手段の整備を促進する。 <p>119番通信回線の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 119番回線は支障なく救急要請に対応ができたことから、今後も回線確保体制の拡充に努める。 (危機管理監室、関係各部局、市町、消防本部、防災関係機関)

災害時には、電話の輻輳により連絡がつかないといった事態が生じないよう災害時優先電話の活用はもとより、その他の通信手段の確保が重要である。

第2章-第7節
第3章-第4節

第2章-第7節
第3章-第4節

第2章-第6節、第7節
第2章-第18節
第3章-第3節、第4節
第7節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 医療救護活動	連絡体制	情報共有や連絡手段の問題で混乱があった。	・被害に関する情報が少なく、医療機関からの問い合わせや現地の医療機関への要請等の対応に非常に苦慮した。	・災害時における医療関係者への迅速で正確な被災状況の提供・共有体制の強化に努める。
	被害状況把握・情報共有	電話の通信制御が行われ、迅速な情報の収集が困難であった。	・情報共有や連絡手段の問題で多少混乱があった。	・優先電話など災害時における通信手段の確保に努める。
		災害発生直後におけるスムーズな救急医療体制の構築が必要	・発災直後、自主的に現地入りした専門職団体の把握が不十分でコーディネートするのが難しかった。	・専門的な現地リーダーの速やかな確保と平素からの研修の実施に努める。
		救護本部のミーティングが、発災直後は混乱した。	・応援の受け入れに対するシステムに問題があった。 ・地震発生直後、受け入れ体制の不備から、県内外から医療支援チームが引き返す事態が生じた。	・救護本部が情報共有調整機能を果たせるように体制整備を図る。
	活動・応援体制	県内外からの医療機関等の応援に対し、現地の調整機能・体制が十分でなかった。	・被災地の人口密度、直後の避難者の状況等把握できれば、それに見合った応援を依頼できた。	・医療救護活動における現地調整機能の充実強化に努める。
		医師会チームをはじめとする巡回チームの取りまとめが一番の問題であった。	・少なくとも1週間は現地で取りまとめをする医師を、責任を持った長として働かせたい。	・県医師会と県との連携強化に努める。
		記録様式が長期医療に対応した内容となっていなかった。	・災害時の医療保健活動マニュアルにある様式は、一人の患者を長く診る形式にはなっていなかった。	・医療保健活動マニュアルの見直しに努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 医療救護活動	連絡体制	県医師会から県に対して、協力申し入れが実施された。	・県医師会で地震発生当日に災害対策本部を立ち上げた。県に対し全面的な協力を申し入れた。	・関係機関の役割分担を明確化し、現地調整機能の強化に努める。
	活動・応援体制	県医師会が現地での調整等で機能した。	・被災地からの要請	
		医療救護チームや健康管理チームの活動が円滑に行われた。	・地元医療を担っている医師等を中心とした、派遣医療チーム等とのミーティングの実施	・派遣医療機関との更なる連絡体制強化に努める。 ・多数の傷病者が出た場合や積雪時の場合などの対処方法について広域的な応援体制を含めて、関係機関の連携体制の確立に努める。
		地元の保健師が、要援護者や地元住民の健康問題を非常によく把握していた。	・健康管理チームと医療救護チームとの連携による、避難所における二次災害防止 ・震災パンフレット等の電子媒体を地域用にアレンジして活用できた。 ・人工透析患者の搬送が円滑にできた。	・平素から保健師による要援護者などの地域住民の健康把握に努める。
		医療救護チームや健康管理チーム等の活動により、被害の拡大を防止できた。	・避難所での二次災害防止のための専門スタッフの投入 ・現地保健師等のマンパワー不足に対し、県の保健師等の常駐支援が有効であった。	・健康管理チームと医療救護チームとの連携による避難所における二次災害防止に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
医療救護活動	a 医療救護活動	連絡体制	<p>関係機関の役割分担の明確化、現地調整機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療救護に関する情報共有や連絡手段で一部混乱を生じた面があったことから、関係機関の役割分担の明確化、医療救護活動に係る現地調整機能の強化や関係者のミーティングなど情報の共有化を図る。 <p>(健康福祉部、危機管理監室、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関)</p>
		被害状況把握・情報共有	<p>災害時優先電話など通信手段の確保・整備による迅速で正確な被害状況の把握と共有体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話の通信制御により迅速な情報収集に支障を来した面があったことから、災害時優先電話などにより、迅速で正確な被害状況の把握や情報共有体制を確立する。 <p>救護本部の立ち上げ及び運営に関する訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の救護本部において、応援の受け入れ等が初期段階において円滑に行われなかったケースも見られたことから、発災直後の救護本部の立ち上げ及びミーティングを含めた運営に関する訓練等を実施する。 <p>(健康福祉部、危機管理監室、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関)</p>
		活動・応援体制	<p>派遣医療機関との更なる連絡体制と現地における応援調整機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内外からの医療機関等の応援に対し、現地の調整がスムーズにできなかった面が見られたことから、DMATや派遣医療機関との更なる連絡体制と応援調整機能を強化する。 大規模災害時等における医療関係機関の広域的な応援体制の整備を図る。 <p>保健師の派遣などの体制確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康管理チームと医療救護チームとの連携により、避難所における二次災害の防止が図られたことから、更なる体制整備を図る。 <p>福祉・介護関係者との連携による救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元住民の健康問題を平素から把握していたことにより、円滑な医療救護活動ができたことから、地元事情に明るい民生委員、介護支援専門員等が連携できる体制整備に努める。 <p>(健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関)</p>

災害時には、多くの負傷者の発生が予想されることから、県及び市町は医療機関等と緊密な連携を図り被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努めることが重要である。

第2章-第13節
第3章-第10節

第2章-第5節、第13節
第3章-第10節

第2章-第5節、第13節
第3章-第10節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
b 心のケア活動	活動・応援体制	県内外からの応援派遣申し出の受入に想定外の時間と労力が費やされた。	・関係機関や団体等からの応援活動を想定しておらず、県内外から数多く寄せられた派遣の申し出への対応と調整に戸惑いがあった。	・関係機関や団体等との協力体制について、連絡調整体制や指揮命令系統のあり方などについて検討する。
	その他	職員の健康管理に対する時間が設けられなかった。	・実務に追われ職員の健康管理に目が届かなかった。	・職員の心のケアや健康管理対策、ミーティングの実施に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
b 心のケア活動	活動内容	避難所・仮設住宅での心身両面にわたるケアが実施された。	・こころの健康センターと高松病院が現地活動のコーディネートを実施 ・医療チーム及び健康管理チームと連携し、要支援者への対応を的確に実施 ・厚生労働省からの専門家の派遣や助言が有効であった。	・現地コーディネート機能の充実強化を図る。 ・医療チーム及び健康管理チームとの連携体制の強化に努める。
		心のケアチームの活動が円滑に行われた。		
		子どもの心のケアチームの活動が円滑に行われた。	・県外から児童精神科医をチーフとする支援チームの派遣を要請 ・保育所等への巡回指導を積極的に実施	・災害時等における心のケアについて、関係者等に対する研修の充実を図る。
	活動・応援体制	精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士等による専門家チームを避難所等に派遣した。	・県内の関係機関や団体、地元医療機関に加え、県外からも多くの協力を得て、専門家を確保し、現地に派遣	・医療機関をはじめとした関係機関や団体等との協力・連携体制の充実強化を図る。
		児童精神科医をチーフとする専門家チームを保育所等に派遣した。	・全国児童青年精神科医療施設協議会の協力を得て、県外からの専門家を確保し、現地に派遣	・特に子どもの心のケアに関し、県外専門機関等との連携体制のあり方について検討する。
		児童相談所で、速やかに24時間電話相談体制を整備した。	・子どもの心のケア相談	・災害時における子どもの心のケアの推進に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

分野	項目	区分	講ずべき施策	摘要 (石川県地域 防災計画：震災対策編)
医療救護活動	b 心のケア活動	活動内容	<p>現地でのコーディネート機能及び連携体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所、仮設住宅での心身両面のケアの実施が効果的であったことから、現地でのコーディネート機能の強化を図るとともに、心のケアチームと医療救護活動チーム、健康管理チームが連携した支援体制の充実を図る。 <p>災害時の心のケアに関する関係者の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の状況に応じた活動を行うためには、実務担当者や関係スタッフの役割が重要であることから、災害時等における心のケアに関する研修の充実を図る。 <p>(健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、精神科病院協会、精神保健福祉士会等)</p>	第2章-第5節、第13節 第3章-第28節
	<p>被災者にとって被災後の不安は大きく、心のケア対策は、被害の大小にかかわらず重要である。</p>	活動・応援体制	<p>専門家チームの派遣体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内外からの応援の申し出に戸惑うことなく、円滑に専門家による支援チームの派遣体制が確立できるよう、県外関係機関等を含めた協力・連携体制を構築する。 <p>(健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、精神科病院協会、精神保健福祉士会等)</p>	



問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 災害時要援護者の安全確保	避難計画	市町の災害時要援護者の避難計画が未作成であった。	<ul style="list-style-type: none"> 地域みまもりマップの更新がなされていないというところもあった。 要援護者台帳が未更新・未作成であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援計画の作成の促進に努める。 防災マップ（地震・津波・洪水・土砂災害）のコミュニティ単位での作成に努める。
		住むことを前提としない体育館には、対応しきれない問題がある。	<ul style="list-style-type: none"> 長期避難の場合、体育館では生活面で限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合的な避難場所と、少しでもいい条件で生活できるような生活避難場所を分けて考えなければいけない。
	避難所の施設環境	災害時要援護者向けの仮設トイレなど、生活設備・物資が不足した。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け洋式トイレの設置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 洋式仮設トイレ設置など、被災者の年齢などを考慮したきめ細かい対応に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 災害時要援護者の安全確保	避難計画	輪島市門前地区や穴水町等で、地域みまもり（要援護者）マップの活用により安否の早期確認ができた。	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティによる「共助」機能が発揮された。 旧門前町の民生委員やみまもり推進員による迅速な安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> 自助・共助の取組み強化を図る。 地域みまもりマップ等を活用した要援護者対策の推進に努める。
		発災後、指定された福祉避難所に受け入れてもらうことが出来た。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が多いので、一般の避難所では対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の事前指定や、被災状況に応じて地区ごとの指定に努める。
		退職された方の応援が力となった。	<ul style="list-style-type: none"> 継続して生活の援助者となるには顔見知りになって対応してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の職員の確保 退職した職員の活用に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
避難対策	a 災害時要援護者の安全確保	避難計画	<p>生活圏ごとの福祉避難所の受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を推進する。 <p>避難支援計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町での災害時要援護者の避難計画が未作成であったことから、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。 <p>地震防災マップ等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町での地震防災マップ(ハザードマップ)の作成が進んでいないことから、災害時要援護者の円滑な避難に資するためにも、防災意識の普及啓発及び災害時の必携書として、コミュニティ単位での防災・避難マップ(地震・津波・洪水・土砂災害)の作成を促進する。 <p>災害時要援護者みまもりマップ(仮称)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部地域においてみまもりマップが有効に機能したことから、災害時要援護者みまもりマップ(仮称)を作成するよう努める。 <p>専門分野の退職者の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元事情に明るい医療救護・福祉関係の専門家の確保が、被害者救済に有効であることから、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。 <p>学校等における地震防災マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児、児童及び生徒の安全確保を図るため、各学校において地震防災マニュアルを作成し、平素及び発災時の対応強化に努める。 学校が避難所となった場合に、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な支援が図られるよう体制整備に努める。 <p>(健康福祉部、危機管理監室、総務部、教育委員会、市町、防災関係機関)</p>
		避難所の施設環境	<p>要援護者に対する備蓄物資(洋式トイレ等)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者向けの洋式仮設トイレなどの外部調達が必要であったことから、避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 <p>災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町における避難所運営マニュアルが未作成であったことから、避難所における円滑な救援活動を実施するため、災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルを早期に策定する。 <p>(県民文化局、健康福祉部、危機管理監室、市町)</p>

災害から高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者を守るためには、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速な安全確保を図ることが重要である。

第2章-第15節
第3章-第25節

第2章-第11節、第14節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
b 避難所対策	避難所の選定	避難所の規模（収容量）のバランス等に問題があった。	・高齢者にとって、小学校の体育館は避難所として不都合なところがあり、大規模な体育館に集めすぎることになった。	・極力手をかけずにいいサービスができる避難所を事前に指定しておく。 ・被災者の健康管理等の観点から、指定避難所の再点検に努める。
		公営・民間宿泊施設を避難所として事前に指定すべきでなかったか。		・指定避難所の再点検に努める。（公営民間宿泊施設の事前指定について検討）
	避難所の運営	生活不活発病等の発症が懸念されるので予防対策が必要。	・避難所では寝ていることが多くなった。	・寝ている人を座らせたり、座っている人を立たせて散歩させるというような取り組みに努める。
		プライバシーの配慮や、食事に問題があった。	・着替えの場所やポータブルトイレの利用場所がなかった。 ・温かい食事が求められた。 ・昼間の避難所の人数と昼食のミスマッチ ・自宅避難者に食事が届かなかった。	・避難所運営マニュアルの早期策定及び周知徹底を図る。
		多くの行政職員の手が取られすぎるとともに、配置された保健師にも本来業務以外の負担が多かった。（避難所運営のマンパワー不足）	・避難所対応に、多くの行政職員の手がとられた。	・避難所が被災者や地域住民により自主的に運営されるよう、共助意識の醸成を図るとともに、ボランティアの有効活用にも努める。 ・避難所の中で公的に提供するサービスの基準を示すよう努める。 ・自主運営の精神を取り入れた地域の防災訓練の実施やリーダーの養成に努める。
		一時帰宅者の把握体制に不備が見られた。	・一時帰宅者の把握が困難であった。	・避難者との意思疎通を図るなど、避難所運営の改善に努める。
		洋式トイレの整備（仮設及び備蓄）が必要	・高齢者向け洋式トイレの設置が必要	・要援護者に対する備蓄物資の整備及び調達先の確保に努める。
	避難所の施設環境	地域によって上水道が使える所と使えない所があった。	・輪島では水が使えたが、門前では断水した。輪島の宿泊施設の利用もあったのではないが。	・避難所生活が長期化しないよう、上水の早期復旧に努める。 ・被害のない地区に避難させることも、被災住民の希望があれば考える必要がある。
		避難所の既設トイレが使用できなかった所があった。	・上水が使用できても下水が流れなくてトイレが使えない状態であった。	・避難所施設が有する合併浄化槽の活用を検討する。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
b 避難所対策	避難所の選定	避難期間の長期化に伴い公営・民間宿泊施設を避難所として利用した。	・ビューサンセット、能登つるぎ荘、キャッスル真名井などの宿泊施設の活用	・公営・民間宿泊施設を避難所として事前指定に努める。
		発災後指定された福祉避難所に受け入れてもらうことができた。（再掲）	・3カ所（百寿苑、朱鷺の苑、グループホーム聖頌園）	・福祉避難所の事前指定に努める。（再掲）
		被災児童の一時保護のため、速やかに児童相談所の24時間受入体制を整え、被災市町に連絡した。		・被災者ニーズに即した相談体制の確保に努める。
	防疫	感染性胃腸炎など感染症の拡大が抑えられた。	・医療・健康管理チーム等による手洗いの指導や施設の消毒の徹底	・医師と保健師等が連携し感染症対策に万全を期す。
		避難所の運営	食事において、共助体制がとられた避難所があった。	・諸岡公民館では、自分たちで食材を持ち寄って食事を作るなど共助体制がとられていた。
	区長が中心となって避難所が自主的に運営された。		・正式な避難所自治組織はなかったが、区長が中心となって住民へのケアが行われた。	・共助による避難所運営に努める。
	健康管理チームの活動は有効であった。		・避難所での二次災害防止の取り組み。	・健康管理チームの積極的な活用を図る。
	児童相談所に通所している子どもの安否確認を行ったことにより安心感を与えた。		・親に対しても心のケアを行うことができた。	

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
避難対策	b 避難所対策	避難所の選定	<p>避難所の位置、規模(収容量)・設備内容のバランス等の調整検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な避難所の確保が重要であることから、小学校の体育館などを活用している避難所の規模・収容量・設備内容について、地域バランスを含め、再点検を行う。 <p>避難が長期化した場合の避難所の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、公営民間宿泊施設の活用の可能性も含め指定の再検討を図る。 <p>(教育委員会、健康福祉部、危機管理監室、市町、防災関係機関)</p>
		避難所の運営	<p>避難所運営マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での円滑な救護活動運営を図ることや自宅に留まっている被災者への適切な対応を図ることを盛り込んだ、避難所運営マニュアルを早期に策定する。 <p>避難所運営(避難者の体調管理、避難者に配慮した対応等)の改善検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活不活発病等の発症予防対策が重要であったことから、要援護者の体調等に合わせた避難所内運営の更なる改善検討を図る。 <p>自助・共助意識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所内で行政職員の手が取られすぎていたことから、避難所が被災者や地域住民により自主的に運営されるよう、共助意識の醸成を図るとともに、ボランティアを有効に活用する。 <p>自主防災組織による避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難所の自主運営を行えるよう、自主防災組織に対する指導を強化する。 <p>(健康福祉部、危機管理監室、関係部局、市町)</p>
		防疫	<p>防疫指導(避難所の衛生管理・消毒、感染症対策等)の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所内において、感染性胃腸炎などの感染症の拡大を抑えることが重要であったことから、今後も、避難所の衛生管理・消毒、感染症対策指導の強化を図る。 <p>(健康福祉部、市町)</p>
		避難所の施設環境	<p>要援護者に対する備蓄物資(避難所内洋式トイレ等)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所内において、特に、高齢者向けに洋式トイレが不足していたことから、備蓄の強化を図る。 <p>予備タンクとしての合併浄化槽の再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の被災により、避難所内のトイレが使えない状況が生じたことから、非常時の予備として合併浄化槽の一時的な再利用などを検討する。 <p>(県民文化局、健康福祉部、危機管理監室、環境部、市町)</p>

災害時には、避難所の迅速な開設と適正な環境維持と運営が重要である。

第2章-第11節
第3章-第18節

第2章-第3節、第11節
第3章-第18節

第3章-第24節

第2章-第14節
第3章-第27節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 水 活 給 動	供給体制	一部給水要請情報が輻輳し、混乱した。	・被災市町からの重複した派遣要請があった。	・給水要請窓口の一元化を図る。
b 料 供 食 給	供給体制	避難所生活の長期化に対応した副食の配給体制を検討する必要がある。	・自衛隊による副食対応	・効率的な食事確保の為、民間給食業者や避難者の共助による食事調達に努める。
c 生 活 必 需 品 の 供 給	備蓄物資	備蓄物資の不足があった。	・備蓄物資(洋式便座、ブルーシート、粉ミルク)が不足していた。	・災害時要援護者に配慮した物資などの備蓄に努める。 ・備蓄物資の質的、量的充実に努める。
	救援物資	救援物資の地元窓口の一元化に問題があった。 救援物資配送後、現地配布までに時間を要した。	・一部市町で窓口の一元化の不備により、在庫管理が煩雑であった。 ・一部市町で救援物資の配送先や必要数の確認に混乱が生じた。 ・被災地に直接届いた物資の整理に時間と労力を要した。	・調達窓口の一元化に努める。 ・配送先、数量の正確な確認に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 活 給 動 水	供給体制	避難所における飲料水・食事等の早期手配ができた。	・自衛隊や県内外の自治体からの迅速な給水車の派遣	・給水活動のための事前の体制整備に努める。 ・関係機関への連絡体制の強化に努める。
		給水車の派遣、給水復旧は概ね順調に実施された。		
b 供 食 料	供給体制	公営・民間宿泊施設の活用が有効であった。	・食事のメニューを統一して公平化を図った。	・災害時における宿泊施設等の活用に努める。
c 需 品 生 活 必 給	備蓄物資	県の備蓄物資を市町にスムーズに提供できた。	・市町の要請により県の備蓄物資を提供した。	・備蓄物資の充実に努める。 ・円滑な配送体制の確保に努める。
	救援物資	需給調整窓口を一元化することにより救援物資のスムーズな調達、配送が行われた。 民間事業者の協力により救援物資が調達できた。	・救援物資のリスト化により、必要な物資の選択ができた。 ・避難所での食料、医薬品、日用品など事業者からの調達	・調達窓口の一元化を図り、救援物資のスムーズな配達に努める。 ・民間事業者との協定締結促進に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策	
被災者支援	a 給水活動 被災者の生活維持を図る上で、必要不可欠な「水」の確保は重要である。	供給体制	給水要請時の連絡体制の強化 ・被災市町からの給水要請情報に混乱を生じたことから、給水要請時の窓口を一元化し、連絡体制を強化する。 (環境部、企業局、市町)	第2章-第14節 第3章-第19節
		供給体制	民間給食業者や避難者の共助による食事調達 ・避難所生活の長期化に伴って副食の配給充実が必要となったことから、副食の配給については、民間給食業者や避難者の共助による食事調達方法を検討する。 (農林水産部、市町)	第2章-第14節 第3章-第20節
	c 生活必需品の供給 災害時には、要援護者の生活必需品供給が必要であり、適正な需要把握と供給体制が重要である。	備蓄物資	備蓄品目及び数量の充実 ・被災直後は毛布などの備蓄物資に不足が生じたことから、流通備蓄の活用を含め、住民、市町、県の役割分担に即し、備蓄品目および数量を充実する。 災害時要援護者に配慮した備蓄の整備(粉ミルク、おかゆなど) ・粉ミルクやおかゆ等、要援護者の多様な年齢層に応じた備蓄物資を準備する必要があることから、被災者に配慮した物資を備蓄する。 (県民文化局、健康福祉部、農林水産部、危機管理監室、市町、防災関係機関)	第2章-第14節 第3章-第20節
		救援物資	救援物資の仲介方式の推進 ・全国からの救援物資をリスト化し、被災市町に仲介する方式の導入が効果的であったことから、受入れ調整窓口の一元化により、今後も、被災者が真に必要としている物資が迅速、効率的に届く体制とする。 災害時における物資供給協定締結の促進 ・民間事業者からの物資調達や協力が大きなウエイトを占めたことから、大規模災害時における物資の調達に支障を来さないよう民間事業者との協定締結を促進する。 (県民文化局、健康福祉部、農林水産部、危機管理監室、市町、防災関係機関)	第2章-第14節 第3章-第21節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
d 応急危険度判定	啓発	応急危険度判定に対して、理解が不足していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定業務と被災認定調査との違いの理解不足で混乱があった。 ・被災者の中には、被災証明の判定との関係が理解しづらく誤解が多くあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の身になって運用するよう努める。 ・被災者に応急危険度判定と被災証明に必要な調査の違いなどを含め、制度の住民理解促進を図るため、被災者への十分な周知広報に努める。
	実施体制	応急危険度判定の時間的な有効性に問題があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・余震等により危険度が変化するため、判定の有効性に問題があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の変化に応じたきめ細かな対応ができるか検討する。 ・応急危険度判定時のスタッフの継続的なサポートを検討する。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
d 応急危険度判定	人員確保	地震発生後、応急危険度判定のため、県の要請に応じて必要な人数の建築士をすぐに送り出した。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員以外の民間の判定士の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と建築関係団体との更なる連携強化により、迅速な応急危険度判定に努める。
		応急危険度判定士の養成講習会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県では応急危険度判定士の養成講習会を毎年開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士養成研修の実施継続に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
被災者支援	d 応急危険度判定	啓発	<p>応急危険度判定制度の住民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定に対して、住民の理解が不足していたことから、危険度判定制度の住民への広報周知を行う。 <p>有効期間の明確化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余震によって応急危険度の内容に変動が生じたことなどから、応急危険度判定基準の明確化と併せ判定有効期間の明確化を図る。 <p>(土木部、市町)</p>
		実施体制	<p>県と市町、関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定について、県と市町、関係団体との連携により円滑に対応できたことから、今後、平素からの連携強化により実施体制の確立を図る。 ・ 応急危険度判定業務に係る被災市町の職員の負担を軽減するため、出来るだけ民間関係団体の協力を得て判定業務を推進する。 <p>継続的サポート体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余震あるいは修理による応急危険度判定の変動に対応するため、判定に対する継続的なサポート体制を確保する。 <p>(土木部、市町、関係団体)</p>
		人員確保	<p>応急危険度判定のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生後応急危険度判定のために建築士等必要な人員の配置を行い、円滑な対応ができたことから、今後とも、応急危険度判定士を養成するための研修を実施する。 <p>(土木部、市町、関係団体)</p>

被災建物については、余震による倒壊などの二次被害を防止するため、早急に居住可能か否かの応急危険度判定を実施することが重要である。

第2章-第1節
第3章-第29節

第3章-第29節

第2章-第4節
第3章-第29節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
e リ災証明	調査体制	調査人員不足で外部の応援がなければ、早期調査等に対応しきれなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・リ災証明発行事務に関する研修が不足していた。 ・外観目視調査と内部立入調査の二段階調査について住民の理解が必ずしもなかった。 ・調査講習会を受講したものであれば判定に際し、被災者の理解を得やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平素から国等の研修に参加するよう努める。 ・リ災証明業務についての事務効率化と人員体制の強化に努める。
		調査及び発行事務量が膨大で時間を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・調査講習会を受講したものであれば判定に際し、被災者の理解を得やすい。 ・課税台帳等があっても建物がどこにあるか分からないので、リ災証明を発行できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リ災証明業務についての日頃からの知識普及に努める。 ・GIS（地図情報システム）を活用した課税台帳などの有効活用による業務の効率化
f 被災者生活再建支援	制度	国の被災者生活再建支援制度は複雑で使い勝手が悪く、国の制度については改善点が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きが複雑 ・年齢、年収、世帯要件がある ・住宅本体に使用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建制度の見直し(国要望の結果平成19年11月16日法改正された) ・県単上乘せ・拡大措置の活用促進に努める。
	周知・相談体制	再建全体について相談にのれる体制となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の説明は、助成金等に対する質問対応が中心になっていた。 ・制度が複雑であるため、高齢者に対する説明方法の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の立場に立った制度説明となるよう努める。 ・公的な支援制度が使えるように再建方をコーディネートできる相談員を窓口配置することを検討する。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
e リ災証明	調査体制	県内外の応援による現地調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町、新潟県内市町の職員の応援を得て小千谷方式にて被災家屋の調査を実施し、迅速なリ災証明の発行ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リ災証明の迅速化を図るため、被害状況に応じた平時からの各自治体との応援・連携体制の強化を図る。
f 被災者生活再建支援	周知・相談体制	生活再建に対して何でも相談に乗れるように、現地に相談窓口を開設した。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士事務所協会、建築士会、建築組合、宅建協会、住宅金融支援機構等々で対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に住宅再建ができるよう関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努める。
		住宅再建に関する講習会・説明会を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・「能登の住宅の再建と耐震復旧について」（主に工務店を対象）「地震に強い住まいづくり」という講習会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に住宅再建が出来るよう関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努める。
	ワンストップ相談体制が効果があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の効率的な申請手続きを心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の円滑な住宅再建となるよう、ワンストップ相談体制など事務手続きの効率化に努める。 	
相談体制	専門家の現地派遣による訪問相談体制が機能した。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者から現地を見て欲しいとの相談が多く建築・住宅関係団体が協力し、大工と建築士の二人一組を現地に派遣し、被災家屋それぞれに訪問対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築専門家の派遣など制度の充実強化に努める。 ・応急危険度判定の住民理解の促進に努める。 	

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
被災者支援	e リ災証明	調査体制	<p>調査体制・運用方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リ災証明に関する調査および事務量が膨大であったことから、迅速なり災証明のための調査や発行事務の効率化を図るため、平素から、汎用性のある先導的な支援システムやGIS（地理情報システム）の活用・マニュアルの作成など調査・運用方法の確立に努める。 <p>自治体間の支援体制の確立等によるリ災証明の調査要員及び発行事務要員の十分な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時の調査及び発行事務量が膨大で時間を要することから、被災市町は被災していない自治体の協力などにより十分な体制確保を図る。 ・平素から自治体間の支援体制を確立するために協定などを締結する。 <p>研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リ災証明事務についての知識普及を図る手段として、平素から研修を実施するとともに、市町は積極的に参加するよう努める。 <p>民間からの調査要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な調査体制を確保するために、委嘱方式などによる民間からの調査要員確保についても検討を進める。 <p>(危機管理監室、関係部局、市町、防災関係機関)</p>
	f 被災者生活再建支援	周知・相談体制	<p>制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時に支援制度を活用した早期再建を図るため、能登半島地震被災者への周知を含め、平素から、被災者生活再建支援制度、リ災証明制度及び災害救助法に基づく住宅応急修理制度の周知に努める。 <p>相談窓口(ワンストップ相談)設置の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時には、被災者の円滑な住宅再建が進むよう、今後とも、関連情報の共有化を図りながらワンストップ相談窓口を設置し、その周知を図る。 <p>関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大工と建築士の二人一組での現地派遣が機能したことから、今後も、関係団体との連携を強化し円滑な相談体制を図る。 <p>災害規模等に応じた支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町独自の支援策については、国の住宅支援制度や関連施策、災害規模・被災状況などを総合的に勘案し、その都度速やかに要否等を検討する。 <p>(危機管理監室、土木部、関係部局、市町、防災関係機関、関係団体)</p>

リ災証明は、被災した事実の証明書として、各種の被災者救援施策の適用の基礎となるものであり、適正かつ円滑な調査体制が重要である。

被災者の生活再建のために適正な支援制度の確立とその運用が重要である。

第2章-第1節
第4章-第5節

第2章-第1節
第3章-第29節
第4章-第4節、第5節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
g 宅の 応急 仮設 住宅 の 設置 ・ 運営	設置・運営	地域ごとの仮設住宅建設地の選定に苦慮した。	・地域防災計画の中に、地域ごとの建設地位置が計画されていない。	・県の地域防災計画の定めに従い、市町は予め建設候補地を選定するよう努める。
h 義 援 金 ・ 義 援 物 資	義援金	地域防災計画には、義援金に関する基本的事項は記載しているが具体的な実施体制が記載されていない。	・義援金募集開始までにやや時間を要した。	・義援金受入・管理に係るマニュアルの作成に努める。
	義援物資	受け入れ窓口を一元化しなかった地域において、混乱が生じた。	・一部の市町で混乱した。	・仲介方式や調整窓口の一元化などにより、被災地の需要に応じた義援物資の受け入れに努める。
i 廃 棄 物 ・ し 尿 の 処 理	廃棄物処理	家屋除去に伴う瓦礫等廃棄物の仮置き場の確保に苦慮した。	・家電リサイクル法に基づく廃家電の分別に、スペースや多大の労力と時間・費用を要する。 ・撤去した家屋を分別して保管するスペースが必要。(木くず、コンクリート殻の分別保管)	・各市町が災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保を図るよう努める。 ・分別方法や仮置場に関する対応方針を市町の災害廃棄物処理計画に盛り込み、ごみ処理期間の短縮に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
g 応 急 仮 設 住 宅 の 設 置 ・ 運 営	設置・運営	応急仮設住宅の建設地の選定と戸数の把握が比較的早期に行われた。		・建設にあたっては、被災市町との密接な連携を図るよう努める。
		応急仮設住宅を早期に建設した。	・4月28日から入居開始	・迅速な応急仮設住宅の建設に努める。
		地域コミュニティに配慮した設置・運営を実施した。	・集会所の建設 ・バリアフリーにも配慮して建設	・コミュニティに配慮した設置・運営に努める。
		心のケアを含めた健康相談窓口の開設は、入居者の心身のケアに有効であった。	・保健師による巡回健康相談の実施	・県・市町と連携をとり、健康相談窓口を開設するなど、こころのケアの長期的な支援体制に努める。
h 金 ・ 義 援 物 資	義援物資	義援物資については、仲介方式の採用により有効な受け入れ配分が行われた。	・義援物資は、被災地の需要に合わせた受け入れができた。 ・義援物資のリスト化により膨大な物資管理に追われることなく、必要な物資を選択できた。	・仲介方式や調整窓口の一元化などにより、被災地の需要に応じた義援物資の受け入れに努める。
i 廃 棄 物 ・ し 尿 の 処 理	廃棄物処理	片付けごみ処理のためのごみ収集・運搬車両や作業人員の派遣が迅速に行われた。	・県内外からのごみ収集車の派遣 ・民間企業の協力 ・ボランティアによる分別やごみ処理	・車両や人員確保体制の強化を図り、災害廃棄物が迅速に処理されるよう努める。
	し尿処理	バキュームカーの広域的な確保ができた。	・被災地外からのバキュームカーの派遣により、下水道の応急対応ができた。	・バキュームカーの広域的な応援体制の確保に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
被災者支援	g 応急仮設住宅の設置・運営 家屋を失った被災者の生活再建のために、仮設住宅の早急な確保が重要である。	設置	地域コミュニティや健康面に配慮した仮設住宅の設置 ・地域の絆や健康面を重視した仮設住宅の設置が有効であったことから、集会所の配置を含め、地域コミュニティに配慮した仮設住宅の設置に努める。 建設地の事前選定 ・地域ごとの仮設住宅建設地の選定に苦慮したことから、市町において、被災前に建設地の選定を図るよう促す。 (土木部、市町)
		運営	被災者の健康に配慮した運営体制の確保 ・仮設住宅における健康相談窓口の設置など、心のケア対応が効果的であったことから、今後も被災者の健康に配慮した運営体制の確保に努める。 (健康福祉部、土木部、市町)
	h 義援金・物資 被災地に集まる義援金・物資について、適正な管理・運営や公平な配分が重要である。	義援金	受入・配分マニュアルの作成 ・発災直後から円滑な義援金の受入等を図る必要があることから、義援金の具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。 (健康福祉部、日本赤十字社、市町)
		義援物資	義援物資の受入・管理・配分窓口の一元化 ・全国からの義援物資をリスト化し、被災市町に仲介する方式が効果的であったことから、今後とも、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。 受入・配分マニュアルの作成 ・義援物資の具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。 (県民文化局、健康福祉部、市町)
	i 廃棄物・し尿の処理 被災後の廃棄物、し尿は、保健・衛生・安全対策上、適正な処理処分が重要である。	廃棄物処理	市町災害廃棄物処理計画の作成(災害廃棄物の仮置き場の選定含む) ・家屋除去に伴うがれき廃棄物の仮置き場の確保に苦慮したことから、各市町の災害廃棄物処理計画の作成を促進し、災害廃棄物の仮置き場の確保とともにごみ処理期間の短縮に努める。 (環境部、市町、事業主)
		し尿処理	バキュームカーの確保のための広域的応援の整備 ・し尿処理において、バキュームカーの活用により下水道の応急対応や避難所のし尿くみ取りに効果が見られたことから、今後は広域的な応援体制を確立し、その機能強化を図る。 (環境部、市町、事業主)

第3章-第29節

第3章-第24節

第4章-第6節

第4章-第6節

第3章-第27節

第3章-第27節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a ボランティア活動の支援	活用方法	災害発生直後のボランティア活動に係るコーディネートが不十分であった。	・迅速な被災者ニーズの把握に手間取った。	・ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を図り、迅速かつ的確な被災者ニーズの把握やボランティアの派遣に努める。
		被災地ではボランティアの協働に遠慮が働き、ボランティアの十分な活用が図られなかった。	・地域住民の災害ボランティア活動に対する理解が不足していた。	・災害ボランティア活動の理解促進のための広報活動に努める。
		一般ボランティアと専門ボランティアの活用方法の明確化が必要である。	・建築・保健関係者などの特殊な技能の活用が必要である。	・専門ボランティアの活動範囲を明確化し、専門分野を活かせるボランティア活動が可能となるよう努める。 ・一般ボランティアと専門ボランティアとの役割分担の明確化に努める。
	連携体制	ボランティア現地本部で受け付けられないボランティア活動をする人が見られた。	・ボランティア現地本部に受け付けなかったボランティアは、効果的な活動が展開できなかった。	・活動受付の周知方法を改善し、ボランティア現地本部でボランティアがスムーズに受付ができる体制づくりに努める。
		県ボランティア本部からのサポートが十分でなかった面があった。	・災害発生直後、ボランティア現地本部の情報が十分共有されず、県ボランティア本部のサポートが現地の状況と合わないことがあった。	・県ボランティア本部とボランティア現地本部との円滑な連携に努める。
		地元ボランティアと他県ボランティアの活動レベルにギャップがあった。		・ボランティア現地本部の運営方法の改善に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a ボランティア活動の支援	受け入れ体制	県内外からの多くのボランティアの受け入れに際し、ボランティア輸送バスの運行が有効であった。	・被災地の交通混雑を回避できた。 ・多くのボランティアの効率的な現地輸送と活動地域の割振りが可能となった。	・ボランティア輸送バスを運行するなど、円滑なボランティア活動ができるよう現地受け入れ体制の強化に努める。
		県の養成した災害ボランティアコーディネーターが機能した。	・県は災害ボランティアコーディネーターの養成を行っている。	・災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
	連携体制	ボランティアコーディネートに関するマニュアルが機能した。	・県ボランティア本部、ボランティア現地本部の早期立上げが出来た。	・地元関係者との連携を図り、より迅速な被災者ニーズの把握に努める。
		区長等地元関係者との連携により、被災者ニーズの把握ができた。	・地元の状況を熟知した区長の協力を得ることができた。	
安全対策	ボランティアの安全対策に配慮した。	・ごみ処理ボランティアには皮手袋やマスク等を配布した。	・ボランティア活動には十分な安全対策を行う。	

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
ボランティア活動	a ボランティア活動の支援	活用方法	<p>被災者ニーズの迅速な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階等においてボランティアの力が、被災者ニーズに迅速に対応しきれていない状況も見られたことから、被災者ニーズを迅速に把握する体制を確立し、受け入れ調整などに努める。 <p>専門ボランティアなど機能的なボランティア活用方策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ボランティアと専門ボランティアの役割分担により効率的活動が期待される面が想定されることから、専門ボランティアの活用方策を確立する。 <p>災害ボランティア活動の理解促進のための広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地では、ボランティアの支援活動に対する遠慮が働き、ボランティアの十分な活用が図られていない面が見られたことから、県民に対する災害ボランティア活動の理解促進のための広報活動を推進する。 <p>(県民文化局、市町、防災関係機関)</p>
		受け入れ体制	<p>災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地での受け入れについては、県が養成した災害ボランティアコーディネーターが機能したが、災害発生直後には、コーディネーターの人数及び対応等について課題が見られたことから、今後もその養成に努めるとともに、更なる資質・技能の向上を図る。 <p>ボランティアの現地受入体制の確立(輸送バスの活用、窓口の一元化など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外からの受け入れに輸送バスの運行と窓口の一元化が有効であったことから、今後はこうした取り組みを強化し、ボランティアの円滑な現地受け入れ体制を確立する。 <p>ボランティア現地本部の運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れについて、県の養成した災害ボランティアコーディネーターが機能し、ボランティア現地本部の円滑な運営が図られたことから、今後も災害ボランティアコーディネーターを核とした運営体制(受け付け体制を含む)の強化に努める。 <p>(県民文化局、市町、防災関係機関)</p>
		連携体制	<p>県ボランティア本部とボランティア現地本部との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外からの受け入れに際し、県ボランティア本部とボランティア現地本部との連携が重要であることから、今後もより一層連携を強化し、さらに効果的なボランティア受け入れ体制を確立する。 <p>(県民文化局、市町、防災関係機関)</p>
		安全対策	<p>ボランティアの安全対策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動中の事故防止等への配慮が重要なことから、ボランティアへの健康管理・安全対策について、一層の強化を図る。 <p>(県民文化局、市町、防災関係機関)</p>

被災地におけるボランティア活動が迅速かつ効果的なものとなるよう支援体制を強化することが重要である。

第2章-第4節
第3章-第26節

第2章-第4節
第3章-第26節

第3章-第26節

第2章-第4節
第3章-第26節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 施設の ライフライン	応急復旧	上下水道の応急復旧の緊急対応策が重要である。	・上水道、下水道がセットで復旧しないと被災者が帰宅しても不便な生活を強いられる。	・上水道・下水道セットでの復旧に努める（情報集約、人員の確保等）
		上水の本管復旧後の宅内配管工事の早期実施が必要。	・宅内配管工事が完了して初めて水道利用が可能となる。	・工事が集中した場合は、広域的な業者あわせん体制の確保に努める。
	耐震化	今後の施設の耐震化対策に課題が残った。	・耐震診断による耐震補強対策の優先順位を検討する必要がある。	・ライフラインの耐震化の推進に努める。
b 公共土木 施設等	応急復旧	孤立集落に対する応急復旧・支援活動のための代替道路・大規模斜面等の防災対策が必要である。	・代替道路の確保が困難となるなど、孤立集落が発生する危険があった。	・耐震性の十分ある道路や、代替道路の整備、大規模斜面等の防災対策等に努める。
	耐震化	災害対策施設や避難所となる公共建物の耐震化が不十分であった。	・避難対策の中心となる役場などの指令所の耐震化が必要である。	・地域の中核となる防災拠点施設の一層の耐震化に努める。
c 文化財	保全対策	迅速な文化財の被害状況の把握や修復支援が必要		・迅速な被害状況把握、修復支援に努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a ライフライン 施設の 応急対策	応急復旧	ライフラインが早期に復旧された。	・電気：停電は翌日の26日に全て解消 ・電話：不通は翌日の26日に全て解消 ・水道：断水は4月7日に全て解消	・ライフラインの早期復旧に努める。
		水道の回復により、多くの避難者の帰宅につながった。	・4月9日には、被災地の低圧給水世帯も全て解消した。	
		早期の水道復旧対策が避難所への誘導を抑制させた。	・輪島の市街地では低圧給水で水を確保	
耐震化	水道施設の耐震化補強対策が被災規模の軽減に有効であった。			・ライフラインの耐震化の推進に努める。
	安全対策	電気の通電に伴う火災発生は抑えることができた。		・通電時の安全対策に努める。
b 公共土木 施設等 の 応急対策	応急復旧	早期の道路復旧が図られた。	・能登有料道路は4月27日に全線復旧、国道249号「八世乃洞門」は7月7日から片側交互通行を供用させた。	・応急復旧を迅速に図るため、幹線道路の早期復旧に努める。
	耐震化	阪神淡路大震災以降の県や市町の耐震補強対策が被災規模の軽減に有効であった。 橋梁について落橋の発生を抑制することができた。	・能登有料道路の橋梁では、比較的小さな取り付け部等の沈下など、被害を最小限にとどめることができた。	・道路・橋梁の耐震化に努める。
	安全対策	無人建設機械の活用により危険地域での応急復旧ができた。		・無人建設機械の活用に努める。
c 文化財	保全対策	民間団体の協力を得て、文化財的価値を有する資料等の診断、搬出、一時保管等の保全対策が図られた。		・災害時に文化的価値を有する資料等の保全対策に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策	
公共インフラ・ライフライン対策	a ライフライン施設の応急対策 ライフラインは、被災後の生活維持に不可欠な基盤であり、災害に強い施設としての拡充と迅速な復旧対策が重要である。	応急復旧	公共インフラの早期復旧対策の強化 ・被災地において、住民生活に長期にわたり深刻な影響をもたらすような事態に至らなかったことから、今後ともライフラインの早期復旧対策の強化に努める。	
			上水道・下水道セットでの復旧 ・被災地における上下水道の早期復旧が重要であったことから、今後とも広域的な業者幹旋体制の確保など上水道・下水道セットでの早期復旧対策を強化する。 (土木部、市町上下水道事業者、ライフライン事業者)	
		耐震化	ライフラインの耐震補強対策の強化推進 ・ライフラインの耐震化が被害の軽減化に有効であったことから、今後とも耐震補強対策の強化に努める。 (環境部、農林水産部、土木部、企業局、市町、ライフライン事業者)	
		b 公共土木施設等の応急対策 孤立集落の解消や緊急輸送道路等の道路復旧等の迅速な対応と共に、公共施設の耐震化対策が重要である。	応急復旧	孤立集落回避・緊急輸送道路確保のための代替道路等整備の促進 ・代替道路の不足により、孤立集落が発生する危険が生じたケースも見られたことから、孤立集落回避・緊急輸送道路確保のための代替道路等の整備を促進する。
				幹線道路の早期復旧対策の強化 ・幹線道路の早期応急復旧が被災地の迅速な応急復旧に大きな効果があったことから、今後とも幹線道路の早期復旧対策の強化に努める。 (土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)
			耐震化	公共土木施設等の耐震化の促進 ・橋梁の耐震化により落橋被害が発生しなかったことから、今後とも必要な公共土木施設等の耐震化を促進する。 防災拠点施設の一層の耐震化促進 ・災害対策応急活動施設や避難所となる公共建築物の耐震化が有効であったことから、今後も防災拠点施設の耐震化を促進する。 (危機管理監室、土木部、農林水産部、企業局、教育委員会、市町、防災関係機関)
		安全対策	無人建設機械の導入 ・災害応急復旧に際して、無人建設機械の活用が有効であったことから、今後も必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図る。 (土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)	
	c 文化財対策 被災した文化財等について、適切な修復支援、保全対策が重要である。	保護対策	文化財の保全対策、修復支援方法の確立 ・民間団体の協力による文化財の価値診断、搬出、一時保管等が有効であったことから、今後民間団体等の協力により、文化財の修復・保全など、災害時における文化財保護体制の確立を図る (県・市町教育委員会)	

第3章-第16節
第4章-第1節

第2章-第18節

第3章-第16節

第2章-第18節、第19節
第3章-第17節
第4章-第1節

第2章-第18節
第3章-第17節

第3章-第17節

第3章-第30節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 防災教育・訓練	防災教育の促進	住民の多くは能登に地震が起きるとは思っていなかった。	・全国的にも有感地震の少ない地域と認識していた。(有感地震が全国で1番少ない県)	・地震防災の取り組みの必要性について普及啓発を進める。 ・地震防災パンフレットや、地震防災マップ等を活用し、地域の地震災害危険度を理解する。
		多額の費用が必要となる住宅の耐震化が、なかなか進まない。	・全壊となった住宅は、老朽化した住宅や未耐震の住宅が多く、住宅を新築することが必要となった。	・市町の耐震化工事補助制度を住民に周知徹底するとともに、耐震改修促進計画を着実に実施していく。
		県内の地震保険の加入率が全国平均よりも低く、地震に対する備えの意識が低い。	・地震保険世帯加入率(H19.3末) (石川県 : 13.27%) (全国平均 : 20.84%)	・地震保険の重要性について、住民に周知するよう努める。

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 防災訓練教育	防災訓練の充実	地域での重層的な連絡が取れ、日ごろの防災訓練が役立った。	・平時の防災訓練が効果があった。	・訓練の充実強化、共助体制の強化に努める。
		地域コミュニティによる共助意識が高かった。	・自然発生的な協力体制ができた。	・自助・共助の取り組み強化を図る。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
防災教育・ 訓練	a 防災教育・訓練 混乱した状況での的確な防災活動のためには、住民等においても防災関係機関においても、日頃から防災についての正確な知識をもつための教育を継続的に実施することが重要である。 また、防災訓練に参加し、災害を想定した場面を経験することによって防災意識を高め、災害時における実践的対応力を強化することが重要である。	防災教育の促進	<p>地震災害等危険度の啓発と防災意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震防災・避難マップ等を活用し、地域の地震災害等の危険度の理解促進等と防災意識の醸成を図る。 初等教育から社会人学習まで、地域の自然災害環境とそれへの対応について定期的な学習、啓発機会提供の促進を図る。 <p>自助・共助意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生した場合は、公的機関の救助までには一定の時間を要することとなるが、今回の地震では、地域の共助意識が高く、救援活動を円滑に進めることができたことから、「自らの命は自らで守る」という「自助」や、「地域の安全は、地域ぐるみで確保する」という「共助」の重要性を理解してもらうため、パンフレットの活用や研修会の開催など、自助・共助意識の啓発を図る。 <p>個人住宅の耐震化等の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造老朽住宅や耐震化未実施の住宅の被害が多く見られたことから、個人住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の実施と併せて耐震化意識の啓発を推進する。 食器棚や食器類等の転倒及び落下による負傷者が多かったことから、食器棚や家具等の転倒・落下防止策の普及啓発を推進する。 <p>地震保険への加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住宅再建が被災地復興の重要課題となったことから、自力再建に重要な役割を果たす地震保険について住民に周知し、加入促進を図る。 <p>(危機管理監室、土木部、教育委員会、市町、防災関係機関)</p>
		防災訓練の充実	<p>様々な地震を想定した質の高い防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平素の真剣な訓練が役に立ったことから、県民の防災意識の高揚（自助・共助意識の普及啓発）に繋げることを目的として、能登半島地震の教訓を踏まえた質の高い防災訓練の実施に努める。 <p>(危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所)</p>

第2章-第1節、第2節
第2章-第17節

第2章-第5節

問題点と課題

項目	区分	問題点・課題	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 自主防災組織の育成・強化	避難所の運営【再掲】	多くの行政職員の手が取られすぎるとともに、配置された保健師にも本来業務以外の負担が多かった。 (避難所運営のマンパワー不足)【再掲】	・自治体の災害対応が、避難所対応に集中し、多くの行政職員の手が避難所にとられてしまった。【再掲】	・避難所運営は被災者やボランティアの自主自立で運営する共助意識の醸成に努める。【再掲】 ・自主運営の精神を取り入れた地域の防災訓練の実施やリーダーの養成に努める。【再掲】
	共助に根ざした自主防災活動	地域コミュニティの絆が強い地域であるため、比較的共助体制がとられたが、さらに大きな災害の場合、このままでよいのが不安が残る。	・地域みまもりマップを活用できたのは、門前地区に限られていた。	・自主防災組織が中心となって、災害時要援護者プランや地域みまもりマップを積極的に整備する。
		公的機関による住民避難の誘導や避難支援ができなかったケースがあった。	・深見地区では、住民相互の協力により、漁船を利用した避難が行われた。	・自主防災組織の組織化を一層進めるとともに、既存の自主防災組織の充実強化に努める。
		各地区の被災者が集まった避難所では、まとまりが難しい面があった。	・いろいろな集落から来た避難所では、ボランティアとのトラブルなどがあり、自治組織が必要と感じた。	・災害時における地域のリーダー育成に努める。
	災害時には、区長の役割が重要であるが、責任が集中する傾向にあった。	・避難所の責任者は区長が努めたが、区長の家族も含めて大変な苦労だった。		

適切に対応できた点

項目	区分	適切に対応できた点	具体的事項	今後とるべき対策や方向
a 自主防災組織の育成・強化	避難所の運営【再掲】	食事において、共助体制がとられた避難所があった。【再掲】	・諸岡公民館では、自分たちで食材を持ち寄って食事を作るなど共助体制がとられていた。【再掲】	・調理を被災者が協力して行うなど、今後とも共助体制の充実に取り組む。【再掲】
		区長が中心となって避難所が自主的に運営された。【再掲】	・正式な避難所自治組織はなかったが、区長が中心となって住民へのケアが行われた。【再掲】	・共助による避難所運営に努める。【再掲】
	共助に根ざした自主防災活動	地震前に実施した住民参加の防災訓練が、実際の避難や安否確認に非常に役立った。	・門前地区で実施した避難訓練の経験が区長の判断で未指定避難所への避難が行われるなど実際の避難に役立った。 ・訓練で使った地区別ブラカードや見まもりマップが役立った。	・平素の避難訓練や見まもりマップの作成など、共助の要となる自主防災組織を組織化していく。
		避難所では区長が責任者となり、住民への連絡等や色々な仕事をした。	・自宅避難者に対しては、できる限り区長の所に水や物資を配給した。	・自主防災組織の活動を強化するとともに、リーダーの育成に努める。

能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

摘要 (石川県地域
防災計画：震災対策編)

分野	項目	区分	講ずべき施策
自主防災組織	a 自主防災組織の育成・強化	自主防災組織	<p>自主防災組織の育成(組織化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練が、実際の災害において円滑な避難に結びついたことから、住民による自主的な避難訓練等の防災活動が、より多くの地域で取り込まれるよう「自主防災組織」の組織化に努める。 <p>自主防災組織のリーダー育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を良く理解したリーダーの存在が重要であることから、例えば、地域から推薦された者や企業の防災担当者が防災士の資格を取得し、地域、企業の防災リーダーとして活動できるような自主防災組織の人材育成に努める。 <p>自主防災組織の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害、土砂災害、地震災害など多種多様な各種災害の特徴に対応した的確な自主防災活動が重要であることから、平素における自主防災組織の活動に対する支援に努める。 <p>(危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所)</p>

地域コミュニティにおける住民同士のつながりは、災害時等の共助の基礎である。従来の地縁的なコミュニティの崩壊や、過疎化が進みコミュニティの維持が難しくなっている地域がある。

このため、従来のコミュニティや新たな地縁的なコミュニティにおける地域住民主体の自主防災活動への取り組みを推進していくことが重要である。

第2章-第3節

項目	区分	課題	今回の発災状況	悪条件下の発災状況(例)
重点項目	発災状況	幸運な条件も加わり、火災発生も無く比較的避難・救助活動が円滑に実施でき、被害も最小限に留めることができたが、悪条件が重なった場合には、大きな被害となる可能性もある。	・平常気温、無積雪期（3月25日）、休日（日曜日）、午前中（AM9：42）の発生により被害は少なかった。	・冬季、積雪時、平日、夕刻または未明
			・比較的軟弱な地盤ではなかった。	・軟弱地盤地域
			・震度6強	・震度7（大規模災害となる震度）
			・被災地は、人口密集地ではなかった。	・人口密集地

今後、重点的に推進すべき対策や方向

県民の生命、身体、財産の被害を最小限におさえるため、悪条件が重なった場合など大規模地震災害に備えた取り組みの強化が必要である。

また、取り組みに際しては、防災上、特に重要な分野について重点的に推進することが肝要である。

【重点推進施策】 - 大規模地震災害に備えた取り組み強化 -

重要な施設や個人住宅の耐震化の推進

- ・ 防災拠点施設の耐震化 ・ 公共インフラ・ライフラインの耐震化 ・ 民間住宅の耐震化 など

通信体制の充実強化

- ・ 災害に強い通信手段の確保(災害時優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線) など

災害時要援護者支援体制の強化

- ・ 避難支援計画や地震防災マップの作成 ・ 避難所、仮設住宅における心身両面のケア等の配慮 など

自主防災組織の育成・充実

- ・ 未組織地域の組織化推進 ・ リーダー育成等による体制強化 など

防災教育・訓練の充実強化

- ・ 自助・共助意識の啓発 ・ 質の高い訓練 ・ 防災研修(支援制度等) など

広域防災拠点の機能強化

- ・ 大規模な広域地震災害時に対応できる広域防災拠点の確保
(現地災害対策本部機能、救援物資備蓄機能など)

石川県震災対策専門委員会について

1 設置趣旨

平成19年能登半島地震に係る初動対応や応急復旧対応を検証し、今後必要な対策を取りまとめ、現行の石川県地域防災計画（震災対策編）等に反映させ、今後の本県の防災対策に活かすため石川県防災会議のもとに設置

2 委員構成

名簿のとおり

3 検討・とりまとめ経過

・平成19年 5月28日 石川県防災会議において震災対策専門委員会の設置了承

・平成19年 8月 7日 第1回震災対策専門委員会開催

- 1 能登半島地震の被害及び県等の対応状況
- 2 能登半島地震に係る初動対応及び応急復旧対応の検証等

・平成19年11月 1日 第2回震災対策専門委員会開催

- 1 能登半島地震に係る問題点・課題点等の整理
- 2 能登半島地震に係る今後取り組むべき対策や方向

・平成20年 1月29日 第3回震災対策専門委員会開催

- 1 能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

石川県震災対策専門委員会 委員名簿

委員名	所属	備考
小川 純	石川県医師会理事	
桶屋 幸蔵	石川県危機管理監	副委員長
北浦 勝	金沢大学大学院自然科学研究科教授	
北浜 陽子	輪島市地域包括支援センター長	
北村 裕一	日赤防災ボランティアリーダー	
重川 希志依	富士常葉大学大学院防災研究科教授	
谷口 寛	輪島市総務部長	
照田 繁隆	(財)石川県建築住宅総合センター理事長	
林 一美	石川県立看護大学准教授	
平松 良浩	金沢大学大学院自然科学研究科准教授	
室崎 益輝	消防庁消防研究センター所長	委員長
森山 博	奥能登広域圏事務組合消防長	

オブザーバー	所属	備考
五十嵐 祥二	内閣府(防災担当)災害応急対策担当参事官補佐	
小川 信一	国土交通省北陸地方整備局企画部防災対策官	
志田 文毅	総務省消防庁防災課災害対策官	

能登半島地震に関する被害等の状況について

(平成20年 2月 5日17時00分まとめ)

石川県災害対策本部

1 人的被害・住家被害等

(1) 人的被害・住家被害(2月 5日16:00現在)

市 町	人的被害(人)			住家被害(棟)			非住家被害(棟)	備考
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊		
金沢市							16	
七尾市		24	103	68	299	7,285	343	
小松市							2	
輪島市	1	46	69	513	1,086	9,988	2,899	
珠洲市			3			673	23	
加賀市						6	6	
羽咋市			1	3	13	142	29	
かほく市				3	2	18	11	
白山市						1	7	
能美市							1	
津幡町			1				2	
志賀町		10	27	15	215	3,384	850	
宝達志水町					3	26	1	
中能登町		3		3	7	1,959	15	
穴水町		3	36	79	100	2,318	249	
能登町		2	10	1	10	1,130	18	
計	1	88	250	685	1,735	26,932	4,471	

川北町、野々市町、内灘町の3町では、被害は発生していない。

(2) 火災 なし

(3) 孤立者 なし

(3月25日能登有料道路「別所岳サービスエリア」に137名孤立。同日17:20解消)

2 避難者 なし

避難所は5月3日ですべて閉鎖された。

参考: ピーク時の避難者数等: 47カ所2,624人(3月26日6:00時点)

(内訳)

市 町	自主避難(人)	避難箇所(カ所)
七尾市	60	7
輪島市	2,214	26
志賀町	198	6
中能登町	3	1
穴水町	136	6
能登町	13	1

避難勧告の状況 なし

〔3月26日14:10 避難勧告 輪島市門前町内保2世帯3人、門前町嶺1世帯1人 家屋倒壊のおそれ、4月1日15:50解除
3月31日17:12 避難勧告 輪島市大沢町6世帯9名 落石のおそれ、4月5日9:00解除〕

3 その他の被害状況

(1) 停電の状況 なし

3月26日16:50 停電全て解消(ピーク:3月25日県内約11万戸停電)

(2) 断水の状況 なし

4月7日8:00 断水全て解消(ピーク:3月25日 県内約13,250世帯断水)

(3) 電話の状況 不通なし(ピーク:3月25日約100回線ケーブル断線 他に約500戸故障)

避難所等37カ所(輪島市役所10台、門前支所10台、諸岡公民館5台等)に臨時電話を設置

(4) 道路の通行止 1路線1カ所で夜間通行止(ピーク:3月25日18路線24箇所)

・県道等

一般国道249号 輪島市町野町首々木(八世乃洞門)地内

(7月7日正午より日中片側交互通行可(5:00~20:00))

・北陸自動車道 なし

(5) その他

JR 通常運行

[七尾線3月26日13:08から、北陸本線3月25日20:20から全線運行を再開]

のと鉄道 通常運行

[3月30日の始発から全線運行を再開]

能登空港 通常運航

[3月26日から供用再開]

志賀原子力発電所

一時的な停電あったが電源復旧済み。(使用済燃料プール水の飛散約45リットルは全て回収済み。

外部への放射能影響なし。(3月25日22:10北電プレス済み)

七尾大田火力発電所 通常運転

[4月6日4:25、2号機運転停止(支柱に変形を確認) 4月7日16:02発電再開]

七尾国家石油ガス備蓄基地 異常なし

金沢港石油基地

全農No.5タンク内上部に滞油が発生したが、貯蔵油を全て抜き取り済み。

4 県等の対応状況

(1) 災害対策本部

県災害対策本部

平成19年 3月25日12:30 石川県災害対策本部設置

(同時刻、奥能登総合事務所(輪島市内)に現地災害対策本部設置)

会議の開催状況 25日10:45 災害対策本部員等連絡会議 開催

25日12:30 災害対策本部員会議(第1回)開催

25日21:15 災害対策本部員会議(第2回)開催

26日 9:00 災害対策本部員会議(第3回)開催

26日18:00 災害対策本部員会議(第4回)開催

27日 9:15 災害対策本部員会議(第5回)開催

27日18:00 災害対策本部員会議(第6回)開催

28日 9:15 災害対策本部員会議(第7回)開催

28日18:15 災害対策本部員会議(第8回)開催

同日、現地災害対策本部を輪島市役所に移設し、輪島市災害対策本部との合同会議を開催(4月24日までに19回開催)

3月29日以降、4月16日まで災害対策本部員会議を毎日開催

4月24日17:00 災害対策本部員会議(第28回)開催

同日、現地災害対策本部を撤収(合同会議解散)

関連予算の措置

4月17日、能登半島地震に係る県補正予算を専決(計上額 4,469,675千円)

復旧・復興本部の設置

4月25日10:00石川県能登半島地震復旧・復興本部を設置(第1回会議開催)

市町災害対策本部（3市4町）

設置状況

七尾市 3月25日10:00、珠洲市 25日10:00（4月25日廃止）
輪島市 25日10:10、中能登町 25日10:10（4月27日廃止）
穴水町 25日10:20、志賀町 25日10:40（5月21日廃止）
能登町 25日10:15（4月25日廃止）

復旧・復興本部等の設置状況

珠洲市：能登半島地震珠洲市災害復興支援本部設置（4月25日）
能登町：能登町災害復興本部設置（4月25日）
穴水町：能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部設置（4月25日）
輪島市：輪島市震災復興本部設置（5月7日）
志賀町：志賀町災害復興本部設置（5月21日）
七尾市：七尾市能登半島地震災害復興本部設置（5月25日）

（2）災害救助法適用（3市4町）

3月25日16:30、3市4町に災害救助法を適用
七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町

（3）被災者生活再建支援法適用

4月2日17:30、被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする旨公示
4月2日から、県及び県内8市町職員を以て災証明現地調査に協力派遣
4月7日から、県現地災害対策本部に総合相談窓口を設置、被災市町においても、相談窓口を開設
12月17日、市町に対する改正法制度（12月14日施行）説明会の実施

（4）局地激甚災害の指定（3市3町）

4月20日閣議決定、4月25日 公布施行 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

（5）国への説明・国調査等

3月25日・26日 政府調査団が輪島市内被害状況調査
3月30日 国土交通大臣が輪島市内視察等
4月 2日 衆議院災害対策特別委員会が輪島市被害状況等調査
4月 3日 知事から内閣総理大臣へ被害状況等の説明及び要望
4月11日 知事から天皇、皇后両陛下へ被災状況の御説明
4月13日 内閣総理大臣が輪島市内被災状況現地視察

（6）自衛隊活動状況（21個部隊 延べ2,735人活動）

3月25日災害派遣要請、4月8日撤収要請
給食支援：輪島市、穴水町（輪島市4月8日、穴水町4月1日終了）
入浴支援：輪島市（4月8日終了）
ブルーシート張り：輪島市（3月27日終了）
給水支援：七尾市、輪島市、志賀町、穴水町（4月4日9:00全て終了）
緊急物資輸送：輪島市への緊急輸送（毛布）（3月26日終了）
その他：被害情報収集、航空撮影等（4月8日終了）

（7）消防活動状況

緊急消防援助隊

3月25日10:15 派遣要請
13:30 消防庁ヘリ東京立川離陸（総務省2名、部隊長2名、クルー8名）
16:00 87隊349名が活動
3月26日10:42 20隊100名による調査・搜索の結果を踏まえ、派遣解除要請を行い、撤収
石川県消防広域応援隊
3月25日10:45 派遣要請
15:25 14隊53名が活動
3月26日10:42 6隊30名による調査・搜索の結果を踏まえ、撤収

（8）災害救助犬連合会

3月25日 輪島市門前地内に到着、搜索後撤収

（9）災害救援車両への措置

能登有料道路、高速道路等を通行する災害救援車両に対して、通行料免除措置を5月25日まで実施

（10）応急危険度判定

3月30日 応急危険度判定調査完了（対象7,600棟）

（11）災害ボランティア活動

・3月25日に、災害対策ボランティア本部を設置
・3月28日からボランティアによる災害救援活動開始（5月31日18:00現在 累計16,103名）

（12）健康管理活動等の状況

巡回相談、健康相談窓口の開設

（13）応急仮設住宅の設置状況等

市 町	設置場所（戸数）	入居開始日	引き渡し状況（2月5日16:00現在）
輪島市（4カ所250戸）	宅田町（20戸）	4/28	18戸（17世帯 37人）
	山岸町（50戸）	5/3	49戸（48世帯 98人）
	門前町館（30戸）	4/28	29戸（29世帯 63人）
	門前町道下（150戸）	4/30	107戸（102世帯 252人）
穴水町（1カ所45戸）	大町（45戸）	4/30	35戸（35世帯 68人）
志賀町（2カ所19戸）	富来領家町（10戸）	5/1	9戸（9世帯 32人）
	鶴野屋（9戸）	5/1	5戸（5世帯 12人）
七尾市（3カ所20戸）	小島町（10戸）	5/8	8戸（8世帯 23人）
	田鶴浜町（5戸）	5/8	5戸（5世帯 15人）
	中島町浜田（5戸）	5/8	4戸（4世帯 11人）
計	10カ所334戸		269戸（262世帯 611人）

5 震度情報等の発表状況

（1）震度情報（石川県内で震度4以上を観測した地震）

平成19年3月25日 9時42分頃 マグニチュード6.9 震源の深さ約11km
震度6強：七尾市、輪島市、穴水町 震度6弱：志賀町、中能登町、能登町
震度5強：珠洲市 震度5弱：羽咋市、宝達志水町、かほく市
震度4：金沢市、小松市、加賀市、津幡町、内灘町、白山市

15時43分頃 マグニチュード4.3 震源の深さ約10km
震度4：輪島市

18時11分頃 マグニチュード5.3 震源の深さ約10km
震度5弱：輪島市、穴水町 震度4：七尾市、能登町

3月26日 7時16分頃 マグニチュード5.3 震源の深さ約10km
震度4：七尾市、輪島市、志賀町、穴水町

14時46分頃 マグニチュード4.8 震源の深さごく浅い
震度5弱：志賀町 震度4：輪島市、穴水町

18時02分頃 マグニチュード4.4 震源の深さ約20km
震度4：輪島市

3月28日 8時08分頃 マグニチュード4.8 震源の深さ約10km
震度5弱：輪島市 震度4：穴水町

13時05分頃 マグニチュード4.7 震源の深さ約20km
震度4：輪島市、穴水町

4月 6日15時18分頃 マグニチュード4.5 震源の深さごく浅い
震度4：穴水町

5月 2日20時44分頃 マグニチュード4.6 震源の深さ約10km
震度4：輪島市

6月11日 3時45分頃 マグニチュード5.0 震源の深さごく浅い
震度4：輪島市、志賀町、穴水町

平成20年1月26日 4時33分頃 マグニチュード4.8 震源の深さ約11km
震度5弱：輪島市 震度4：穴水町

（2）津波情報

3月25日 9時43分津波注意報発表、25日11時30分解除